

事務所ニュース [No.263]



新型コロナウイルス対応助成金

—労働者を雇用する事業主の方へ—

◎ 雇用調整助成金

厚労省 発表 ⇒⇒⇒ 12月まで継続

受給額

- ・ 1日あたりの助成金の上限 13,500円
- ・ 助成率 9/10 (解雇があった場合は 4/5)

○雇用調整助成金の特例

～最近3か月の売上高平均値が30%以上の減少～

- ・ 1日あたりの助成金の上限 15,000円
- ・ 助成率 10/10 (解雇等がある場合 4/5)

☆令和4年3月まで延長予定。

助成内容については令和4年1月以降変更となることもあります

特定求職者雇用開発助成金の併給はできません。詳しくは当事務所にお尋ねください



年次有給休暇の付与義務

—2019. 4. 1 法定—

使用者は10日以上年の休(繰越を含まない)が付与される従業員に対し5日以上年の休取得の義務があります

○労働基準監督署の指導

年次有給休暇の管理等の閲覧を求められます。管理簿のモデル(ひな形)がご希望の場合は当事務所からお送りいたします

社会保険の制度が変わります

—2022. 10~加入者対象者の適用範囲拡大—

被保険者数 101人以上の企業

- ① 週の所定労働時間が20時間以上30時間未満
- ② 月額賃金 88,000円以上(基本給+諸手当)
- ③ 2か月を超える雇用の見込み
- ④ 学生は対象外(休学中や夜間学生は対象)

以上の要件に該当するパートタイマー、アルバイト等はすべての加入の対象となります
☆従業員 51人以上~100人以下の企業
2024. 10~から適用されます

労働災害上乗せ保険

—労働災害への備えは充分ですか—

安価で手続きが簡単、政府管掌の労災保険と連動します。例えば、労災保険は1日の休業補償が80%ですが、上乗せ保険残りは20%を補填します(見積りすぐできます) 事業主様のメリット

- ①非課税
- ②役員、一人親方も加入できます
- ③公共工事入札のための経営事項審査に15点加点されます
- ④下請け工事を一定の手続きの上、補償が受けられます



労働保険(労災保険・雇用保険)の加入はお済みですか!!

11月 労働保険加入強化月間

労災保険や雇用保険は企業で働く方々のセーフティネットであり、万一の事故が被災者のみならず、その家族も巻き込んで不幸な事態を招くこととなります。企業の社会的責任として労働保険の加入は最低限の責務です。ご加入されていない企業がございましたら、ぜひ加入されるようお勧め願います

社会保険労務士法人オフィスCOA・中小企業労働保険協会・外国人登録支援機関

TEL 0985-25-1200 FAX 0985-25-2378

E-mail : oosaki@bronze.ocn.ne.jp * HP : //www.office-coa.net